

■ 令和5年度 第3回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

**保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金  
について**

令和5年10月3日



# 目次

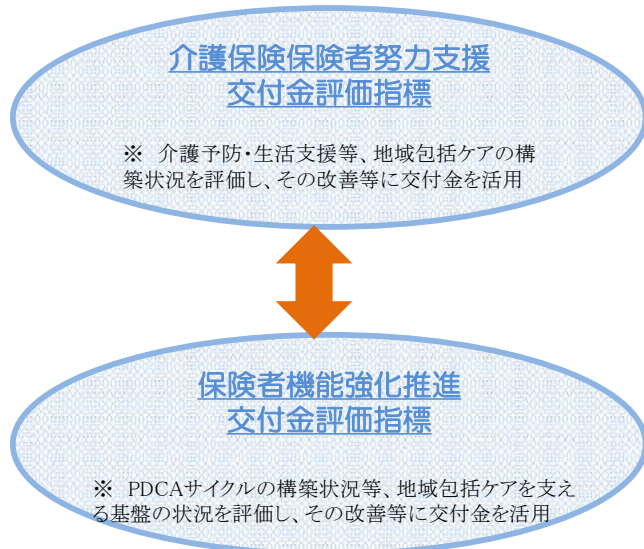
- 1 保険者機能強化推進交付金等の見直しの全体像 . . . . . P1
- 2 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の役割分担について . . . . . P2
- 3 保険者機能強化推進交付金等の評価指標の見直しの考え方 . . P3
- 4 令和6年度評価指標のポイント . . . . . P4
- 5 評価結果について . . . . . P5

# 1 保険者機能強化推進交付金等の見直しの全体像

- 保険者機能強化推進交付金等については、令和4年度秋レビューや予算執行調査結果等も踏まえつつ、社会保障審議会介護保険部会による意見書の内容に沿って、保険者機能強化に一層資するものとなるよう、令和5年度（令和6年度評価）から、以下のような見直しを行う。
  - ① 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の役割分担の明確化
  - ② プロセス評価指標の重点化（既存評価指標の廃止縮減、評価指標の体系見直し）
  - ③ 中間アウトカム・アウトプット指標の創設等のアウトカム指標の強化
  - ④ アウトカム指標による交付金配分枠の創設
  - ⑤ 保険者機能強化に意欲的に取り組む自治体に対する配分枠の創設
  - ⑥ 評価結果の見える化のさらなる推進

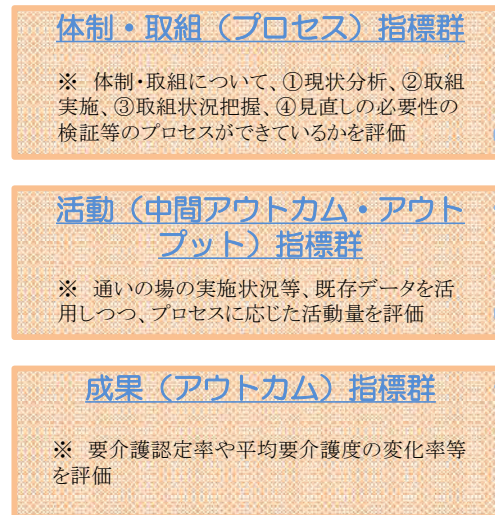
## 【交付金の役割分担の見直し】

- 各交付金の目的を明確化し、評価指標についてもそれぞれを区分することで、PDCAサイクルを強化。【上記①】



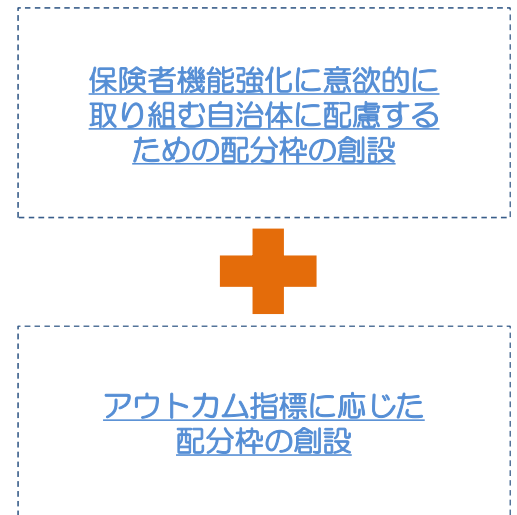
## 【評価指標の見直し】

- 各交付金に係る評価指標について、プロセス指標は極力縮減するとともに、プロセス、アウトプット、アウトカムの3群に体系化を図り、アウトカムとプロセスの関連付けを強化。【上記②・③】



## 【交付金配分基準の見直し】

- 現在、第一号被保険者数ごとに配分枠を設けているが、保険者の取組を促し、メリハリの利いた配分を行うため、配分基準を見直し。【上記④・⑤】



※ 上記のほか、見える化のさらなる推進を図るため、市町村の評価結果について、評価項目毎の得点獲得状況についても公表。【上記⑥】

## 2 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の役割分担について

国資料

〈最終的な政策目標〉

高齢者がその状況に応じて  
可能な限り自立した日常生活を営む

〈地域包括ケアの実施体制〉

質の高い介護  
サービスを提供  
する

※ 制度的なシステムが確立  
しているため評価の対象外

介護予防/日常  
生活支援を推進  
する

認知症総合支援  
を推進する

在宅医療・在宅  
介護連携の体制  
を構築する

努力支援交付金で評価

公正・公平な給付を行う体制を構  
築する

介護人材の確保その他のサービス提供基  
盤の整備を推進する

推進交付金で評価

〈地域包括ケアを進めていく上での基盤〉

持続可能な地域のあるべき  
姿をかたちにする

高齢化等が進展する中、地域における人口動態等の変化を見据えながら、  
保険者機能を強化し、政策目標の実現を図ることが必要

- 保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標については、前頁の両交付金の役割分担に沿って、改めて整理し直す。
- 具体的には、現在の評価項目も踏まえつつ、
  - ・ 保険者機能強化推進交付金については、
    - ① 「持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする」
    - ② 「公正・公平な給付を行う体制を構築する」
    - ③ 「介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する」
  - ・ 介護保険保険者努力支援交付金については、
    - ① 「介護予防/日常生活支援を推進する」
    - ② 「認知症総合支援を推進する」
    - ③ 「在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する」といった柱建てに沿って、保険者等として取り組むべき事項に再編することとし、①災害対策等介護保険の保険者固有の業務とは言えないもの、②規制や行政指導によるべきもの、③アウトカムとの関連性が特に乏しいと考えられるもの等の評価指標は除外する。
- その際、評価指標は、「体制・取組指標群」「活動指標群」、「成果指標群」の3つに再編し、このうち「活動指標群」については、各取組の進捗度合いを「見える化」するとともに、当該取組とアウトカム指標との関連性を明らかにする観点から、既存のデータを最大限に活用し、アウトプット・中間アウトカムに係る評価指標として位置付け、その充実を図ることとする。
- また、評価項目の縮減により、保険者等における自己評価に係る負担の軽減も併せて図ることとする。（都道府県指標約3割、市町村指標約4割の項目を縮減。）
- その他、配点については、保険者等に対し、アウトプット・中間アウトカム指標も意識した取組を一層促す観点から、アウトプット・中間アウトカム指標に係る配点を手厚くすることとする。

(推進交付金・努力支援交付金の評価指標の区分)

- 推進交付金・努力支援交付金について、各交付金の目的を明確化し、当該目的に沿って、それぞれの評価指標を明確に区分。

※ 推進交付金は、「地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るもの」とする一方、努力支援交付金は、「地域包括ケアに関する取組の充実を図るもの」として位置付け、評価指標もこれに合わせて整理。

(評価指標の整理・縮減)

- 評価指標について、①災害対策等介護保険の保険者固有の業務とは言えないもの、②規制や行政指導によるべきもの、③アウトカムとの関連性が特に乏しいと考えられるもの等は整理・縮減(都道府県指標約3割、市町村指標約4割の項目を縮減)。

※ 既存の評価指標「管内の介護事業所に対し、非常災害対策に関する支援を行っているか。」は、保険者固有の業務とはいえないことから、縮減対象とするなど。

(評価指標の体系化)

- 評価指標を、「体制・取組指標群」、「活動指標群」、「成果指標群」の3つに体系化を図り、個々の取組の有無に加え、その進捗状況であるアウトプット・中間アウトカムや、最終アウトカムへの影響等の関係性を見える化。

※ 「通いの場の参加者の健康状態等の把握」(体制・取組使用) ⇒ 「通いの場等において心身・認知機能を改善した者の割合」(活動指標) ⇒ 「平均要介護度の変化率」(成果指標) など。

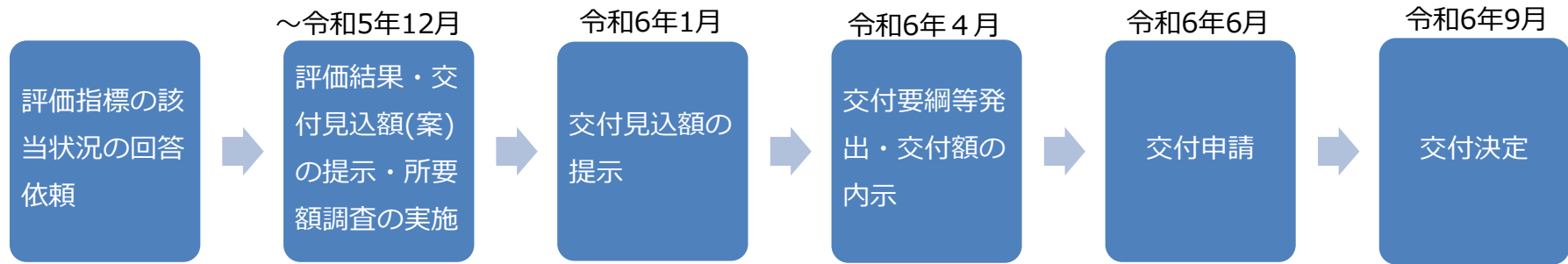
(地域包括支援センター事業評価結果の活用)

- 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して評価を行うことにより、地域包括支援センターに係る評価項目を整理・縮減。

※ 既存の評価指標「地域包括支援センターが夜間・早朝又は平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。」は、センター事業評価の指標にも位置付けられているため、縮減対象とするなど。

# 5 評価結果について

## ▶ 交付金申請のスケジュール



## ▶ 岐阜市の評価結果について

※令和6年度分は、国が算定する点数が加点されていない点数です。

項目		令和5年度分 (令和4年度評価)
I	PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	100点/140点 (71.4%)
II	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	475点/650点 (73.0%)
III	介護保険運営の安定化に資する施策の推進	84点/160点 (52.5%)
合計	保険者機能強化推進交付金	659点/950点 (69.4%)
	介護保険保険者努力支援交付金	305点/420点 (72.6%)
交付額	保険者機能強化推進交付金	48,595千円
	介護保険保険者努力支援交付金	43,183千円

※令和5年度分は、配点に分かるもののみで点数を算出

保険者機能強化推進交付金 項目		令和6年度分 (令和5年度評価)
I	持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする(一部国算定※)	45点/100点 (45.0%)
II	公正・公平な給付を行う体制を構築する(一部国算定※)	34点/100点 (34.0%)
III	介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する(一部国算定※)	40点/100点 (40.0%)
IV	高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む(国算定※)	— ※

介護保険保険者努力支援交付金 項目		令和6年度分 (令和5年度評価)
I	介護予防/日常生活支援を推進する(一部国算定※)	44点/100点 (44.0%)
II	認知症総合支援を推進する(一部国算定※)	59点/100点 (59.0%)
III	在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する(一部国算定※)	53点/100点 (53.0%)
IV	高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む(国算定※)	— ※